

白馬村住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策要綱の一部を
改正する要綱をここに公布する。

令和8年8月4日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村告示第63号

白馬村住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策要綱
の一部を改正する要綱

白馬村住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策要綱（平成26
年白馬村告示第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号まで
を1号ずつ繰り上げる。

第6条第2項第1号中「、住民基本台帳カード」を削る。

第10条第2項中「住民基本台帳カード、」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。